「茅ヶ崎市耐震改修促進計画（素案）」についての
パブリックコメント実施結果

－ご協力ありがとうございました。－

１　募集期間　　令和５年１月２７日（金）～令和５年３月７日（火）

２　意見の件数　　８件

３　意見提出者数　　１人

４　意見提出者年齢

年代	10代以下	２０代	３０代	４０代	５０代	６０代	70代以上	不明
人数	人	人	人	人	人	人	１人	人

５　内容別の意見件数

	項　目	件　数
1	素案全体に関する意見	２件
2	「計画の目的」に関する意見	１件
3	「建築物の耐震化の現状と目標」に関する意見	１件
4	パブリックコメントの実施に関する意見	４件
		件
		件
		件
		件
		件
合　計		8件

修正を加えた項目はありません。

茅ヶ崎市　都市部　建築指導課　建築安全担当
0467-82-1111（内線 2327・2328）
e-mail:kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp

（意見及び市の考え方）

■素案全体に関する意見（２件）

（意見１）
今トルコ等の大地震で大きな被害が出ているそうですが、その耐震基準は日本並だったそうです。手抜き工事その他の不祥事が多かったそうです。日本も市もその点検を。

（市の考え方）
トルコ及びその周辺において大規模地震が発生し、被害が広がっていることは認識しております。ご指摘の国における地震に対する建物の耐震性及び構造等につきましては「建築基準法」や「建築物の耐震改修の促進に関する法律」等において、その安全性や構造基準等が厳格に定められるとともに、定期的な点検の実施等も位置付けられ、法及び各種施策等により安全性が確保される仕組み作りが確立されています。
また、本市におきましても本計画や様々な施策等により、法や国の施策と連携し建物の安全性の向上を図っております。
今後もご意見を踏まえ、様々な機会におきまして、地震への備えについて、各施策を実施しながら周知・啓発を行ってまいります。

（意見２）
市職員でも阪神淡路大震災や東日本大震災をはじめ様々災害にボランティアで行ったり派遣されたりしている職員も居ると思います。その声もそして市民の中でボランティアで行っている声も反映してください

（市の考え方）
本市では、平成７年１月の阪神・淡路大震災や、平成２３年３月の東日本大震災において職員を派遣し、人命救助活動、避難所運営や被災者の生活再建のための行政事務などの支援活動を行うとともに多くの市民の皆様にもボランティア活動を行っていただきました。これらの職員の経験を活かすことや、様々な分野でボランティア活動を行ってくださっている多くの市民の皆様から貴重なご意見を伺い、反映していくことは大変重要であると捉えております。
今後も災害からの教訓をふまえ、皆様からの声に耳を傾けながら、本計画を推進していく中で、地震による被害を防止・軽減させ、市民の安全・安心を確保するため、市民、事業者及び行政が連携する「茅ヶ崎たいあっぷ推進協議会」等を活用し、家具の転倒防止対策や地震対策に関する様々な活動を行ってまいります。

■「計画の目的」に関する意見（１件）

（意見３）
　パブコメ「茅ヶ崎国土強靭化地域計画」をはじめ他の関連する（パブコメ）計画とも整合性連携を持ってすすめて下さい（すすめていると思うが）

（市の考え方）
　ご意見のとおり、茅ヶ崎市総合計画や茅ヶ崎市国土強靭化地域計画をはじめとする各関連計画と整合・連携を図りながら、耐震改修を促進してまいります。

■「建築物の耐震化の現状と目標」に関する意見（１件）

（意見４）
　茅ヶ崎市では地震がなくても体育館天井脱落がありましたが、まず市もそのようなことのないよう模範を示して下さい

（市の考え方）
　総合体育館第１体育室の天井については、平成１５年１０月、国土交通省から「大規模空間を持つ建築物の天井の崩落について」の技術的助言の通知に基づき、平成１９年度に振れ止めを設ける補強工事を行いました。その後、令和３年１０月７日、千葉県北西部を震源とするマグニチュード５．９の地震による、 第１体育室の天井材の一部ずれ及び天井材の一部落下被害を受けたことをふまえ、本市では令和４年度に第１体育室の天井材撤去、第２体育室は天井材撤去及び新設の改修工事を実施しています。
　今後も、本計画及び茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画、各個別施設計画等に基づき、公共建築物の耐震化や安全管理に努めてまいります。

■パブリックコメントの実施に関する意見（４件）

（意見５）
①（１）コロナ禍が過ぎようとしています。当パブコメの説明会を実施して欲しかったです。（２）当パブコメ含めパブコメの目的に沿って進めて欲しかったです。（その内容別紙添付）
このことについて（パブコメについて）
・パブリックコメントの全般についても言えると思いますが、特に１月下旬～３月上旬のパブリックコメトについて
・種々のパブリックコメントを実施することは良いことと思います。しかし
①パブリックコメント意見募集のＰＲ（啓発）をもっと十二分にそして解りやすく、そして市民が応募しやすく実施して欲しいと思います。
（９）これまでもパブコメの応募少ないと思うパブコメの意味（目的）を失わないように実施して欲しい
（１０）パブコメに必要な制度です改善・工夫し目的に添うよう実施願う

（市の考え方）
パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。
パブリックコメント手続の実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、メール配信サービス、Twitter、市役所内デジタルサイネージの活用に加え、広報掲示板及び公共施設への掲示、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

（意見６）
それは（１）市広報掲載場所（欄）が一定でなく見逃してしまうおそれあります。
（２）記事（見出し含む）が自治推進課担当とあり内容を誤解したりし（分）解りづらい。
（３）提出期限が２月２５日までもあり解りづらい。誤解してしまう
（４）１月号に掲載してもよいパブコメもあったのでは
（５）それ以上に市広報（ちがさき広報）に掲載されてないパブコメもあったと思う。それはどうＰＲ（啓発したのですか。

（市の考え方）
茅ヶ崎市市民参加条例においてパブリックコメント手続は、計画等の案が具体的になった段階で実施することを規定しています。この度、案件ごとに必要な手続、スケジュールを設定した結果、２月１日号への掲載といたしました。
広報紙作成にあたっては、多くの市政情報をより分かりやすく掲載するよう努めておりますが、紙面に限りがある中で、全ての記事を大きく掲載することが出来ません。その号

に掲載する記事の内容に応じて、掲載する欄や量を総合的に整理することで、より多くの市政情報を皆様に認知していただけるよう工夫しております。

パブリックコメントの掲載については、広報紙上において、まずは実施中の案件を知っていただくため、案件をまとめて表記し、網羅的に確認できる形としています。今後につきましても、ご意見等も踏まえつつ、それぞれの内容や媒体に応じたわかりやすい情報発信に努めてまいります。

（意見７）
（６）市の広報掲載パブコメは１２件ですがある市議通信（チラシ）は１４件と記載（件名記載）また「現在多くのパブコメ（パブリックコメント）募集」と記もあります。またある●●は１４件ある市議１６件？とも言っていたどうなっているのですか
（７）また市議会で市議長に「こんなに短時間にこんなに多くの案件議論できないと発言（提言）があったとかどうなったのですか？
（８）このことは市民からも意見が出せない出しにくいことにもつながりパブコメの意味（目的）がなくなってしまうことにもつながると思う
（１１）図書館（市）等パブコメ（素案）資料十分置いてなく不足資料あったとか
（１２）パブコメ意見の回収漏もあったとか・・以下省略

（意見８）
市の担当課、パブコメ記入用紙からの点検を！
（３）当パブコメ記入用紙裏面も表面印刷点検はどうなっているの

（市の考え方）

この度、各個別計画ごとに必要な手続、スケジュールを設定した結果、同時期に１４件のパブリックコメント手続を実施することとなり、広報紙をはじめとした様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しました。

茅ヶ崎市市民参加条例におけるパブリックコメント手続とは、計画等の案が具体的になった段階で実施することが規定されており、月ごとの実施案件に制限を設けるなど、平準化を図ることは困難であると考えています。

一方で、同時期に１４件のパブリックコメント手続を実施することから、各計画の概要等を把握いただけるよう、公共施設等の提出意見の受付場所において閲覧用資料として各計画の一覧表を配架していることや、「茅ヶ崎市実施計画 2025」を含めた１２件については、規定よりも１０日間長く実施期間を設けることで、計画内容をご確認いただく時間や意見作成の時間を確保できるよう努めております。資料については、不足した際には補充をするなど多くの市民の皆さまにご意見をいただけるよう環境を整えております。

意見用紙の回収漏れに関しましては、今後このようなことがないよう、パブリックコメント実施に係る意見用紙及び意見箱の取扱いに関する周知を行い、再発防止に努めております。

また、記入用紙の印刷点検に関しましてもご意見のとおり、職員一同、用紙両面を含め資料一式の入念な点検を行ってまいります。